

質疑書兼回答書

| No. | 質問 | 回答 |
|-----|--|--|
| 1 | 仕様書に記載しております、「本件情報の印刷及び第三者への提供を行うことができるものとする。」と記載がございますが、ご提供するデータについては別途協議させて頂くことは可能でしょうか。 | 可能です。基本的に仕様書記載のことを実現したいと考えておりますので、協議の際は、権利上どのような支障が出るのかなど詳細な協議を行いたいと考えております。 |
| 2 | 仕様書に記載しております、「本件情報の印刷及び第三者への提供を行うことができるものとする。」と記載がございますが、データを外部に公開する際や民間企業・学術機関とデータを連携する際は、外部提供や外部連携先の第三者を特定するため専用の別紙申込書のご提出をいただくことは可能でしょうか。 | 協議のうえ、必要と判断した場合、申込書を提出します。 |
| 3 | 仕様書に記載しております、「本件情報の印刷及び第三者への提供を行うことができるものとする。」と記載がございますが、データを外部に公開する際は、クレジット表記を記載いただく必要があるが、問題ないでしょうか？ | No.1の協議の際に、クレジット表記についても話し合いを行った上で、取り決めたいと考えております。 |
| 4 | 入札保証金の取り扱いはどうなるか。 | 茨木市財務規則第114条第1項に基づき下記のいずれかに該当する場合は免除します。 (1) 入札に参加しようとする者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。 (2) 入札に参加しようとする者でその資格を有する者が過去2年間に市、国（公社、公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。 |
| 5 | 契約保証金の取り扱いはどうなるか。 | 茨木市財務規則第129条第4項に基づき下記のいずれかに該当する場合は免除します。 (1) 契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。 (3) 契約者が施行令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する場合において、その者が過去2年間に国若しくは公社、公団、公庫等又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。 (4) 契約者が、法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保を提供したとき。 (5) 普通財産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、契約者が売払代金を即納するとき。 (6) 契約金額が1,300,000円を超えないものであり、かつ、契約者が契約を確実に履行するものと認められるとき。 |

担当部署
 担当者
 電話番号
 E-mail

企画財政部デジタル戦略課
 林、和泉
 072-620-1607
digitalsenryaku@city.ibaraki.lg.jp